

荒尾市民病院新病院建設工事に係る土壌汚染状況調査業務委託

特記仕様書

1. 業務目的

本業務は、荒尾市民病院新病院建設工事のうち、既存病院エリアについて土壌汚染状況調査(試料採取等調査)を実施するものである。

2. 履行場所

荒尾市荒尾 2600 番地 荒尾市民病院敷地(既存病院エリア)

3. 履行期間

契約日から 120 日間限り

※ 新型コロナウイルス感染症の影響で、調査等が出来ない状況となった場合は、履行期間を協議・変更する場合がある。

4. 業務内容

(1) 土壌汚染状況調査

先に実施した「荒尾市民病院敷地における土壌汚染等地歴調査業務委託」の成果を基に、土壌の試料採取及び分析(土壌溶出量調査、土壌含有量調査)を行い、その結果を取りまとめる。

なお、実施予定の調査項目及び数量は以下の通りで、試験等の実施に当たり、数量等に変更が生じた場合は、調査職員と協議すること。

・試料採取位置出し(88 地点)

建屋下深さ 50cm × 69 地点

配管下 × 19 地点

(深さ約 50cm × 11 地点、深さ約 80cm ~ 1m × 4 地点、深さ約 1 ~ 2m × 4 地点)

※試料採取にあたり、被覆物除去(コア抜き等)及び簡易復旧(Co 打設等)を含む。

・分析(土壌溶出量、土壌含有量)

六価クロム化合物 × 22 検体

シアン化合物 × 22 検体

水銀及びその化合物(アルキル水銀化合物含む) × 37 検体

ほう素及びその化合物 × 28 検体

(2) 報告書の作成

(3) 2 工区の工事届出書作成支援業務(4 条申請書作成・申請業務等)

※ 2 工区の工事着手は令和 5 年 10 月の新病院開院以降を予定している。

5. 特記事項

- (1) 業務の実施においては、次の関係法令等に従うこと。
 - ・土壌汚染対策法(平成 14 年 5 月 29 日法律第 53 号)
 - ・土壌汚染対策法施行令(平成 14 年 11 月 13 日政令第 336 号)
 - ・土壌汚染対策法施行規則(平成 14 年 12 月 26 日環境省令第 29 号)
 - ・土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン 改訂第2版(平成 31 年 3 月 環境省)
 - ・土壌汚染状況調査における地歴調査について(平成 24 年 8 月 17 日付け環水大土発第 120817003 号環境省・水大気環境局土壌環境課長通知)等の通知
- (2) 本業務の責任者は、土壌汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令(平成 14 年 11 月 15 日環境省令第 23 号)第 5 条の技術管理者証の交付を受けた者としてすること。
- (3) 業務の実施においては、適宜、熊本県庁環境保全課と協議を行うこと。

6. 成果品

業務終了後、遅滞なく調査報告書(2部)を提出するものとする。
また上記を収めた CD(PDF・doc)を1部提出すること。

7. その他

- (1) 受託者は、本業務を一括して再委託してはならない。
- (2) 業務の実施に当たっては、諸法規を遵守し公衆の迷惑とならないようにするとともに、安全に留意し必要であれば事前に十分な安全措置を取ること。
- (3) 業務の実施に必要な交通手段の手配は受託者の責任において行うこと。
- (4) 受託者は業務上知り得た事については、他に公表、貸与又は使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。
- (5) 本仕様書に定められていない事項及び本仕様書の内容について疑義を生じた場合は、両者が協議して決定するものとする。